



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

背景

「子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境」が大きく変化
「急速な少子化の進行」・「地域のつながりの希薄化」などのほか

●これまでの取組み⇒ 次世代育成支援対策『新・いわき市子育て支援計画』
【H16～26年度】(次世代育成支援対策推進法)
※ 母子保健計画を包含

●新たな取組み ⇒ 子ども・子育て支援新制度『いわき市子ども・子育て支援事業計画』
【H27～31年度】※5年を1期とする計画
(子ども・子育て支援法)

「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」・「保育の量的拡大・確保」・「地域の子ども・子育て支援の充実」

2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまでその取組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である『新・いわき市子育て支援計画』を継承しながら、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

○ 新・いわき市総合計画(H13～32年度)の分野別計画として位置付けるほか、福島県において策定する「都道府県版子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合を図る。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。

H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
計画の検討・策定		子ども・子育て支援事業計画の計画期間				
新・いわき市子育て支援計画		継承				

4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

第2章 子ども・子育ての現状と課題

1 本市の子ども・子育てをめぐる現状

- 人口と出生等の現状
市の人口推移・推計、出生数等の推移、合計特殊出生率の推移、婚姻出産年齢、人工中絶率の推移 等
- 教育・保育施設の現状
保育所・幼稚園・認定こども園等の利用状況
- 子育て家庭の現状と子育て支援に対するニーズの変化
ニーズ調査に基づく就労状況等、母子の健康に関する現状 等
- 新・いわき市子育て支援計画後期行動計画の検証
目標事業量が設定されている15事業の検証
- 東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の影響

2 本市の子ども・子育てをめぐる課題

1に記載する現状や市民ニーズ調査等より課題を抽出する

【参考】子ども・子育て関連3法において国が掲げる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 子ども・子育て支援が量・質ともに不足
- 深刻な待機児童問題
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- 子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り

第3章 基本方針 ※現行の新・子育て支援計画より

1 基本理念

すべての「こども」をひとしく、はつらつ、「すこやか」に「はぐくみ」、自らも、家庭、そして社会とともに考え、成長しながら、未来のあらゆる舞台にはばたき、新しい社会を創造する

子どもは未来を築くかけがえのない存在であり、子どもたちを等しく「すこやかに」育むのは、「笑顔あふれる」家庭、「成長を見守り、助ける」地域社会全体と考えます。
そして子ども自らも、家庭、地域社会とともに考え、成長しながら、将来、家庭はもとより、復興を目指す地域社会を支える人材や国際社会等へはばたく人材となる。そのための未来へつながる施策を推進し、支援していきます。

2 基本目標

本計画の推進にあたっては、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『新・いわき市子育て支援計画後期行動計画』の基本目標を踏まえ、次の3つの目標を継承し、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

- I 安心して子どもを産み、育てることができるための支援
- II 子どもが幼児期から成人になるまで、ひとしく、はつらつ、すこやかに育まれるよう支援
- III 子育てを、まちの復興とともに社会全体で支援

3 基本施策

基本施策I-1 安心して妊娠・出産ができる環境整備	基本施策II-5 ゆとりある教育の推進
基本施策I-2 就労と子育ての両立支援	基本施策II-6 思春期保健の推進
基本施策I-3 男女共同参画の推進	基本施策III-1 地域におけるさまざまな子育て支援
基本施策II-1 子どもの人権尊重の推進	基本施策III-2 子育てに配慮した生活環境整備
基本施策II-2 要保護児童と青少年の健全育成	基本施策III-3 安心して遊べる生活環境の整備
基本施策II-3 健康な子どもを育てるための支援	基本施策III-4 支援を必要とする子どもとその家庭への取組み
基本施策II-4 幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進	基本施策III-5 子育て支援に関わる人材の創出と育成

第4章 基本計画 ※子ども・子育て支援法に基づく新たな追加部分

1 計画策定の基本的な考え方

- (1) 教育・保育提供区域の設定 (2) 量の見込み (3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

2 提供区域における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施計画(区域ごとの5か年の需給計画)

- (1) 子ども・子育て支援給付(施設型給付・域型保育給付)
- (2) 地域子ども・子育て支援事業(市13事業)
- (3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 子ども・子育て支援施策に関連する事項

- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する福島県との連携
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

4 新・いわき市子育て支援計画から継承する事項

新・いわき市子育て支援計画後期行動計画に位置付けられている施策

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議)において、毎年度点検・評価等を行います。また、区域ごとの「量の見込み」・「確保の内容」については、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに実施し、必要がある場合は中間年度(3年目)を目途に計画を見直すこととします。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても、毎年度点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、この取組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を毎年度行い、施策の改善・発展につなげていきます。

